

4. 緊急時における街路灯の改修・撤去費用の助成について(商業部会)

地震や台風等の自然災害によって街路灯が破損・倒壊して通行人への危険がある場合、所有者は迅速に街路灯を建て替え・補強・撤去の対応を取らなければならない。

しかし、現在街路灯の改修や撤去に関する所有者の負担が大きく、改修及び撤去費用を用意するのが難しいので、緊急時の街路灯の改修及び撤去費用については、三島市独自の助成制度の創設を要望する。

回答(商工観光課)

商店街地域における街路灯やアーケードの設置、歩道カラー舗装など、共同施設部分の利便を図るために新たに設置する経費に対しての補助は、県の制度を活用し「商店街共同施設費補助金」にて商店街の近代化促進を図っておりますが、当補助金では街路灯の改修や撤去に対する経費は対象外となっております。

しかしながら、街路灯の老朽化に加え、近年大型化する台風などで今後被害が起きる可能性も考えられますので、既に設置されている街路灯につきましては、防犯及び災害時対応の観点から、既存補助金の運用見直し等、関係機関と協議する中で対応を検討してまいります。